

5 授業料の減免制度について

1) 授業料の減免対象者及び減免額

学費負担者（授業料を負担すべき学生本人及び主たる生計の維持者又は保証人）が次の各号の1つに該当する場合。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年度法律第8号）第8条の文科省令に定める基準に該当する者。

授業料	減免額			
	全額免除 (第1区分)	2/3額免除 (第2区分)	1/3額免除 (第3区分)	全額免除 (多子世帯)
前期	267,900 円	178,600 円	89,300 円	267,900 円
後期	267,900 円	178,600 円	89,300 円	267,900 円

※区分については、独立行政法人日本学生支援機構が認定した支援区分。

令和7年度から多子世帯の学生については、所得制限なく、授業料を無償とすることが予定されています。

多子世帯とは、扶養される子供が3人以上の世帯（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象）

- 二 申請期限日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、授業料の納入が経済的に困難であり、かつ、学生本人の学業成績等が優秀と認められる者。ただし、留年者、学士入学者及び正当な理由がなく、独立行政法人日本学生支援機構奨学金又は千葉県保健師等修学資金貸付金その他本学が募集又は推薦の事務を取り扱う奨学制度に対し受給申請等をしない者については、減免の対象としない。

授業料	全額免除	1/2額免除
前期	267,900 円	133,950 円
後期	267,900 円	133,950 円

2) その他の内容

「千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程」（学生関係諸規程集P136）を参照してください。

3) 応募の方法

希望者は必ず、メールによる通知、掲示を確認し、指定された期日までに申請してください。前期授業料分、後期分、それぞれの申請が必要です。